平成20年度確定拠出年金関係 税制改正要望結果の概要

平成19年12月 厚生労働省

企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金等の所得控除の適用

<最終結果> 現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、 現行の拠出限度額(他の企業年金なし:4.6万円、他の企業年金あり:2.3万 円)の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これ を所得控除の対象とする。

2. 個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大

確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない 企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。

3. 個人型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

個人型確定拠出年金(他の企業年金がないサラリーマン)の拠出限度額を 引き上げる。

> (現行) (要望)

- 1. 8万円 → 2.3万円
- 4. 厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び 勤労者財産形成基金に係る積立金に対する特別法人税の撤廃

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金等の健全な運営を確保するた 廃止 → ▲ め、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。

凍結延長→○ (3年)

 \triangle

 \triangle

(注) ○受け入れる。 △長期検討とする。

望ましい水準 =退職前所 得の6割

| 厚年基金のみ

企業型確定拠出年金

他の企業年金なし

他の企業年金あり

企業型

確定拠出年金

(事業主拠出)

2. 3万円

(損金算入)

確定給付型

企業年金

(事業主拠出)

(損金算入)

確定給付型 企業年金のみ 個人型 確定拠出年金 (企業年金なし)

1

現行の拠出限度額の枠内、かつ、 事業主の掛金を超えない範囲で、 個人拠出を認める。

2

個人型の加入対象者 を拡大

> 個人型 確定拠出年金 (本人拠出) (2.3万円)

事業主拠出(損金算入)

厚生年金+ 基礎年金 ③ 拠出限度額を 2.3万円まで 引き上げ

(本人拠出) (所得控除) 1.8万円

厚生年金+ 基礎年金

本人拠出 (社保控除)

厚生年金 基金

事業主拠出 (損金算入)

代行部分 厚生年金+ 基礎年金 企業型 確定拠出年金 (事業主拠出) (損金算入) 4.6万円

厚生年金+ 基礎年金

厚生年金+ 基礎年金

【平成20年度与党税制改正大綱】(抄)(平成19年12月14日)

第三

- 十二 その他の政策税制
 - 14 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

第四 検討事項

5 少子・長寿化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、 その制度改革の議論や公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を 保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における 拠出の実態、各種企業年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との 関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う。